

## IV 持続可能性配慮型畜産地域推進（都道府県向け事業）

### 第1 事業の内容

#### 1 取組内容

(1) 本補助金の目的は以下のとおりとする。

ア AW配慮型飼養管理の普及定着

イ 畜産GAP指導活動の推進

ウ 畜産GAP認証の取得拡大

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに補助率は、別添4-1のとおりとし、事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添4-2に従って実施するものとする。

なお、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部をほかの民間団体に委託することができるものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付額との合計額が開催経費を上回ってはならない。

#### 2 成果目標の設定

本要領本体第2の成果目標は、別添4-1の目標値の欄に掲げる目標とする。

(1) AW配慮型飼養管理の普及定着（別紙8のIVの第1の1（1）ア）

事業実施主体はAWに配慮した飼養管理への取組拡大や理解醸成を図るため、AWに関する飼養管理指針に係る畜種等ごとのチェックリスト等を活用して、AWに配慮した飼養管理の実施率の向上等の具体的な成果目標を設定することとする。

(2) 畜産GAP指導活動の推進、畜産GAP認証の取得拡大（別紙8のIVの第1の1（1）イ及びウ）

全国でのべ1150農場（団体認証の場合は、当該団体を構成する農場数を計上するものとする。）以上の畜産GAPの認証取得を実現するため、事業実施年度の翌年度までに達成すべき具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

### 第2 事業実施計画等

#### 1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき別添4-3により事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）へ交付申請書に添えて提出するものとする。ただし、交付等要綱の別記様式第1号及び第3号に添えて事業実施計画を提出する際は、別添4-3の提出は不要とする。

#### 2 事業実施計画の審査及び承認

- (1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。
- (2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

### 3 事業実施計画の変更

- (1) 本補助金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。
- (2) 本要領本体第5の1に規定する事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表1のIIの8(2)に基づくほか、「目標値の変更」とする。
- (3) 地方農政局長は、交付等要綱第13の重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるることができるものとする。

### 4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、補助金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

## 第3 点検評価等

### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については地方農政局が別途指定する日までの間に、電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

- (1) 7月末時点
- (2) 12月末時点
- (3) 3月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

### 2 事業の評価

本要領本体第7の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添4-5により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 畜産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要領本体第7の1(5)に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断す

る場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添4-6により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を畜産局に報告するものとする。

#### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

#### 第5 その他

##### 1 補助金の算定

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施主体に補助金を交付するものとする。

(2) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(3) 国は、事業実施主体から補助金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

##### 2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

##### 3 配合飼料価格安定制度の継続加入への留意

本補助金（別添4-2の4(1)のアの(キ)及び(ク)を除く者を支援の対象とする補助金に限る。）において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が受益者となる取組の場合は、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への

転換等による配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者は、この限りではない。

なお、事業実施主体は、契約の締結状況を確認するため、地方農政局長へ提出する実績報告書へ契約書等のコピーを添付することとする。

#### 4 環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 本補助金（別添4-2の2(3)のア及び5(1)のアの者を支援の対象とする補助金に限る。）の全ての参加者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房バイオマス政策課長通知）の「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）に基づき、事業実施主体へ事業実施期間中に取り組む内容を実施計画、事業実施後に取り組んだ内容を実績報告に添付し提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)により本補助金の参加者から提出のあったチェックシートを収集し、全ての項目にチェックがさせているか確認し、地方農政局長へ事業実施計画書、事業実績報告書に添付して提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認するため、特別な事情がない限り応じることとする。

(3) 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート提出をみどり認定を担当する部局等が行うことから、本補助金においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、以下の関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

また、別添4-2の5に係る支援の対象者は、取組内容が畜産GAP認証を取得することであり、環境負荷低減のチェックシートの提出を省略することができる。ただし、その場合であってもみどりの食料システム戦略の趣旨を理解し、「関係法令の遵守」部分は、以下の環境関係法令であることを理解することとする。

（参考）(3)の環境関係法令

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

#### 5 労働環境改善の取組

本補助金（別添4-2の5(1)のアの(ア)、(キ)及び(ク)を除く者を支援の対象とする補助金に限る。）において法人が受益者となる取組の場合は、法人は従事者に対し、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

#### 6 家畜共済の積極的な活用

事業実施主体は、経営の安定を図る観点から、本補助金の参加者に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

別添4-1 本補助金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに補助率

目的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	補助率
1 AW配慮型飼養管理の普及定着	AWに関する理解度やAWに配慮した飼養管理の実施率	<p>ア 研修会の開催 農業者等を対象としたAWに配慮した飼養管理への理解醸成やAWに関する飼養管理指針に基づく「実施が推奨される事項」の実施率の向上に必要な研修会の開催等の取組を行う。</p> <p>イ 簡易な環境整備 AWに配慮した簡易な環境整備を支援する。(ただし、アの事業メニューと併せて取組むこととする。)</p> <p>ウ 指導活動 農業者等に対して指導活動を行う。</p>	<p>&lt;根拠となるデータ等&gt; 当該事業実施主体が実施する研修会への参加者によるAWに配慮した飼養管理への理解度や指導活動の相手先となる農業者によるAWに関する飼養管理指針に基づく畜種ごとの「実施が奨励される事項」の実施率の目標値を当該事業実施主体が把握する理解度等に関する現状値や国又は団体等が実施した調査結果等のデータを基に設定するとともに、その考え方やデータがわかる資料を提出するものとする。</p> <p>&lt;目標値設定に当たっての留意事項&gt; 当該事業実施主体は、研修会開催や農業者への指導の記録を残すものとし、地方農政局の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。</p>	<p>事業費の定額</p> <p>事業費の1/2以内</p> <p>事業費の定額</p>
2 畜産GAP指導活動の推進	畜産GAP指導農業者数	<p>畜産GAP指導推進支援 畜産GAPの指導体制を整備し、畜産GAPの認証取得を推進するため、次に掲げる事業を都道府県の区域又は市町村の区域で実施するものとする。</p> <p>ア 畜産GAP指導員の育成 畜産GAPの推進に必要な指導員を育成するために行う研修会を開催する。</p> <p>イ 生産現場における研修会の開催 畜産GAPの認証取得の拡大を図るために行う、GAP認証に関する専門家、GAPに取り組んだ実績を有する農業者等を講師とした生産現場での研修会を開催する。</p>	<p>&lt;根拠となるデータ等&gt; 当該事業実施主体が定める畜産GAPの指導体制に位置付けられる者(以下「畜産GAP指導員等」という。)のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。</p> <p>&lt;目標値設定に当たっての留意事項&gt; ア 畜産GAP指導農業者とは、畜産GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の畜産GAPの実施に関する指導を受け、畜産GAPの取組を始めた(あるいは取組を改善した)者をいう。なお、達成数のカウントにあたり、当該畜産GAP指導を受けた農業者の畜産GAP認証取得の有無は問わない。</p> <p>イ アの指導に当たっては、畜産GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。</p>	<p>事業費の定額</p>

<p>3 畜産GAP認証の取得拡大</p>	<p>畜産GAP認証の取得経営体数</p>	<p>ウ 畜産GAPの普及推進  畜産GAPの認証を普及するために行う、畜産GAPの取組に関する普及、畜産GAPに取り組もうとする農業者への指導や、指導者が農業者に対して畜産GAP認証の取得を指導するために必要な指導用端末機器（ICTを活用して畜産GAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを送受信するシステム（以下「ICTシステム」という。））の導入を支援する。</p> <p>畜産GAP認証の取得の推進のための支援  畜産GAPの認証の取得を推進するため、都道府県が特定する畜産GAP認証取得重点地域内（以下「GAP認証取得重点地域」という。）において、都道府県が将来団体による畜産GAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられる農業者等（以下「パイロット的役割を担う農業者等」という。）の支援対象者が認証の取得に要する経費を支援する。</p>	<p>&lt;根拠となるデータ等&gt;  事業実施年度中に次の畜産GAP認証を新規に取得することが見込まれる農業者等とし、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。</p> <p>ア 本事業を活用し、GAP認証取得重点地域におけるパイロット的役割を担う農業者等（畜産GAP認証を新規に取得する農業の専門学科を有する教育機関（以下「農業教育機関」という。）を含む。）</p> <p>イ ア以外の農業者等及び農業教育機関</p> <p>ウ 団体認証を取得することが見込まれる農業経営体</p> <p>&lt;目標値設定に当たっての留意事項&gt;  ア 取得経営体数には、事業実施年度中に畜産GAP認証の審査を受審し、又は審査の受審に係る契約を締結しており、速やかに認証を取得することが見込まれる者を含めることができるものとする。</p> <p>イ 団体認証を取得することが見込まれる農業経営体にあっては、団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。</p>	<p>事業費の定額（ただし、&lt;根拠となるデータ等&gt;のア、イのうち農業教育機関、ウについては、別添4-2に定める上限の範囲内）とし、イのうち農業者等は補助対象外とする。</p>
-----------------------	-----------------------	--	--	---

## GAP 拡大推進加速化事業（持続可能性配慮型畜産地域推進）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

### 1 総則

- (1) 本事業の補助対象経費は、本要領別表 2 の (2) 補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- (2) 申請できない経費  
事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。
  - ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
  - イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）
  - ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
  - オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費
  - カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
  - キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
- (3) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

### 2 AW 配慮型飼養管理の普及定着

- (1) 事業の目的  
地域における AW に配慮した飼養管理の理解度向上や AW 指針に基づく「実施が推奨される事項」の実施率向上を目的とする。
- (2) 事業の内容  
以下アからウに掲げる取組とする。
  - ア 研修会の開催  
AW に配慮した飼養管理への理解醸成や AW 指針に基づく「実施が推奨される事項」の実施率向上に必要となる研修会の開催。
  - イ 簡易な環境整備  
AW 指針に基づく「実施が推奨される事項」の実施率向上に必要となる外

科的処置に係る施術具、環境エンリッチメント器具その他簡易な改修に必要な資材等（消耗品を除く。）の整備。

#### ウ 指導活動

地域の実情に応じたAWの相談対応・指導。

### (3) 支援対象者の要件

ア 支援対象者は、農業協同組合連合会及び農業協同組合その他の3者以上の畜産経営体等から構成され次の事項の全てを内容とする規約を有するもの（以下「生産者集団等」という。）とする。

(ア) 生産者集団等の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

(イ) 生産者集団等の運営に関する事項

(ウ) その他生産者集団等の目的の達成に必要な事項

イ 支援対象者は、別添4-7により目標及び取組を事業実施主体に報告し、事業実施年度の終了までに、当該取組の結果を事業実施主体に報告することとする。なお、事業実施主体は、支援対象者から報告がない場合、支援対象者に対し、支援した額の返還を求めることができるものとする。

### (4) 留意事項

ア (2)のイの取組の実施に当たっては、複数の業者から見積書を取得し、補助金の有効活用等の観点から比較検討を行うこととする。

イ 事業実施主体は、支援対象者が(2)のイの取り組みにより取得し、又は効用の増加した交付等要綱第24に定める財産については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付等要綱第25に定める財産管理台帳等の整備及び保管をするよう指導すること。

## 3 畜産GAP指導員の育成

### (1) 支援対象者の要件

別添4-1の事業メニュー及びその内容「畜産GAP指導推進支援」のAの対象者は、以下のA及びイの要件を全て満たす者とする。

ア 広く地域の農業者に対し、畜産GAPの実施に関する指導を行う意欲があること。

また、事業実施主体は農業教育機関が畜産GAP等認証を新規に取得する場合のほか、更新及び維持する場合にその農業教育機関に属する生徒、教師等が主体となって畜産GAP等の取得に努めることが明らかであると判断できる場合は、これらの者を対象とすることができるものとする。

イ 事業実施年度から少なくとも3年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないこと。

なお、既に畜産GAP指導員であってこれまで現地指導を3件以上実施するなど事業実施主体が引き続きAの要件を満たす者としてその資格を更新する場合には、これら更新に係る研修も支援の対象とすることができるものとする（Aの農業教育機関である場合を除く。）。

## 4 畜産GAPの普及推進

### (1) 支援対象の取組

別添４－１の事業メニュー及びその内容「畜産GAP指導推進支援」のうち、指導用端末機器の導入については、畜産GAP指導員がその指導において直接必要な限り、ICTシステム導入のための初期設定料、ICTシステム利用料、ICTシステム機器のリース費用とする。

## 5 畜産GAP認証の取得

### (1) 支援対象者の要件

別添４－１の事業メニュー及びその内容「畜産GAP認証の取得の推進のための支援」の対象者は、以下のアからウまでの全てを満たす者とする。

ア 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

(ア) 畜産を営む者

(イ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

(ウ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(エ) 農業協同組合

(オ) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(カ) 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの

(キ) 農業教育機関（地域への波及の観点から、認証審査の受審を公開することを要する。）

(ク) 畜産GAPの認証を普及させるための農業者研修を実施する都道府県の農業試験研究機関

(ケ) その他事業実施主体が支援の対象とすることが適当と認める者

イ 次の全てに該当すること。

(ア) 畜産GAPの我が国で取得可能なGAP認証を、更新や継続でなく新規（GAP認証を既に取得している農業者等が、他のGAP認証を追加で取得する場合を含む。）で取得すること。

また、農業教育機関については、畜産GAP認証を新規に取得する場合のほか、更新及び維持で取得する場合とする。

(イ) 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約すること（農業教育機関についてはこの限りでない。）。

ウ (2)のアの支援対象者は、農業教育機関を除きGAP認証取得重点地域内において、都道府県が将来団体によるGAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられる者とする。

エ 助成を受けるに当たり、畜産GAPの認証審査を受審した旨を証する書類及び審査日数を確認できる書類（以下「受審証明書等」という。）を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合にあっては、受審証明書等の提出に代えて、審査会社との契約の締結を証明する書類を提出することができものとする。

### (2) 支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。  
ただし、農業教育機関については上限額を設定しないものとする。

ア 支援対象者が個別に認証を取得する場合

認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 畜産（農場 HACCP との差分審査）	60 千円
2 JGAP 畜産（差分審査以外）	150 千円

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。

イ 複数農場により構成される団体である支援対象者が認証を取得する場合  
認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 畜産 （農場 HACCP との差分審査）	$60 \text{ 千円} \times (\text{団体の構成員数の平方根} + 2)$
2 JGAP 畜産 （差分審査以外）	$150 \text{ 千円} \times (\text{団体の構成員数の平方根} + 2)$

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

別添 4 - 3 (第 2 の 1 関係)

番 号  
年 月 日

北海道農政事務所所長  
〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産地域推進実施計画の(変更)提出について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産地域推進を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて(変更)提出する。

(注) 関係書類として別添4-4(事業実施計画)を添付すること。

別添 4 - 4 (第 2 の 1 関係)

〇〇年度 持続可能性配慮型畜産地域推進事業実施計画

1 都道府県名

2 事業の目的

3 事業の実施体制

※体制図を添付すること。①都道府県が農業者等によるAWに配慮した飼養管理の普及・定着に向けた取組を支援するための推進体制の考え方、②GAP認証取得重点地域ごとに都道府県が将来団体認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づける農場を中心に同地域等のGAP認証取得を加速化させるための畜産GAP指導員による推進体制の考え方、配置場所等を取り組む項目ごとに明記すること。

4 成果目標の設定

目 的	目 標	目標値設定の考え方及び目標値
I AW 配 慮 型 飼 養 管 理 の 普 及 定 着	AWに関する理 解度やAWに配 慮した飼養管理 の実施率	(目標値)
II 畜 産 G A P 指 導 活 動 の 推 進	畜産GAP指導 農業者数	(目標値)
III 畜 産 G A P 認 証 の 取 得 拡 大	畜産GAP認証 の取得農場数	(目標値)

注 1 「II」と「III」は合わせて取り組むこと。目標設定の考え方は、目標値を設定した根拠を記載すること。

注 2 「AWに関する理解度やAWに配慮した飼養管理の実施率」に係る目標値設定の考え方及び目標値については、事業実施主体が実施する研修会への参加者によるAWに配慮した飼養管理への理解度や指導活動の相手先となる農業者によるAWに関する飼養管理指針に基づく畜種ごとの「実施が奨励される事項」の実施率の目標値を事業実施主体が把握する理解度等に関する現状値や国又は団体等が実施した調査結果等のデータを基に設定して記載し、実績報告時は、研修会や指導活動後年度内に行うアンケート調査結果等により達成状況を確認すること。「畜産GAP認証の取得農場数」に係る目標値設定の考え方及び目標値については、都道府県が、①GAP認証取

得重点地域ごとに将来団体による認証取得を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づける畜産GAPを新規に取得する農場（農業教育機関を含む。）、②①以外の農業者等及び農業教育機関で畜産GAP認証を新規に取得する農場（ただし、農業者等は「畜産GAP認証の取得の推進のための支援」の支援対象外であるが、「畜産GAP指導推進支援」の対象であること。）、③団体による認証を新規に取得する農場について記載すること。

## 5 事業の実施方針及び取組概要

### (1) AW配慮型飼養管理の普及定着

ア AWに配慮した飼養管理の普及・定着に向けた取組を支援するための基本方針

#### イ 活動内容

##### (ア) 研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

注 備考の欄には、研修機関名、開催区域（都道府県又は市町村）の畜種ごとの農業者数、所属ごとの参加者数を明記すること。

##### (イ) 簡易な環境整備

内容	備考

注1 備考の欄には、生産者集団等の名称、構成員数を明記すること。

注2 生産者集団等ごとに別添4-7を添付すること。

##### (ウ) 指導活動

内容	備考

### (2) 畜産GAP指導活動の推進

ア 畜産GAP指導員の育成

(ア) 育成に向けた基本方針

(イ) 指導体制計画

※ 下表の上段（状況段）のA<sub>(1又は2)</sub>とB<sub>(1又は2)</sub>の組合せごとに該当する人数を、下段（組織段）の組織ごとに記載

		①	②	③	④	⑤	指導員数 ①+②+ ④	備考
状況	A <sub>1</sub> ：既に研修を受講済み	○	○	○	-	-		※①～⑤の○の組合せ別に組織段に人数を記載すること。
	A <sub>2</sub> ：令和7年度内に研修を受講する見込みの者（A <sub>1</sub> を除く）	-	-	-	○	○		
	B <sub>1</sub> ：既に指導実績が3件以上の者	○	-	-	-	-		
	B <sub>2</sub> ：令和7年度内に指導実績が3件以上になる見込みの者（B <sub>1</sub> を除く）	-	○	-	○	-		
組織								
合計		名	名	名	名	名	名	

注1 同一人物が複数の研修を受講する場合であっても1名とカウントする。

注2 実績報告時は、上段に（括弧）書きで計画時の内容を記載し、下段に実績値を記載すること。

注3 実績報告時にあっては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること。

③及び⑤に分類した者の畜産GAP指導員育成に向けた令和8年度以降の方針について以下に記載すること。

(ウ) 活動内容

畜産GAP指導員育成の研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

注 備考の欄には、研修機関名、開催区域（都道府県又は市町村）の他都道府県、市町村、JA、農業教育機関等所属ごとの参加者数を明記すること。

イ 生産現場における畜産GAP指導活動の推進

(ア) 指導活動の基本方針

(イ) 活動内容

a 生産現場における研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	内容及び参加者数	備考

b 畜産GAPの普及推進

内容	備考

(3) 畜産GAP認証の取得拡大

ア GAP認証の取得拡大の支援の基本方針

## イ 支援内容

### (ア) G A P 認証取得重点地域におけるパイロット農場等の認証

区分	新規取得のパイ ロット農場数	うち新規取得 農業教育機関	農業教育機関	
			維持	更新
JGAP 畜産 (農場 HACCP との 差分審査)				
JGAP 畜産 (差分審査以外)				

注1 「新規取得のパイロット農場数のうち新規取得農業教育機関」の欄は、新規に認証取得する農業教育機関をパイロット農場に位置づける場合に記載すること。

注2 「農業教育機関」の欄は、パイロット農場に位置づける場合の「維持」「更新」の農場数について記載すること。

注3 実績報告時にあつては認証を取得した（見込みを含む）農場等の名称、所在重点地域名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

### (イ) (ア) のパイロット農場以外の認証

区分	新規取得 農場数	うち新規取得農業教 育機関	農業教育機関	
			維持	更新
JGAP 畜産 (農場 HACCP との 差分審査)				
JGAP 畜産 (差分審査以外)				

注1 「新規取得農場数」の欄は、(ア) 以外の農業者等及び農業教育機関で畜産G A P 認証を新規に取得する農場数について記載する。ただし、農業者等は「畜産G A P 認証の取得の推進のための支援」の支援対象外であるが、「畜産G A P 指導推進支援」の対象であること。

注2 「うち新規取得農業教育機関」の欄は、注1の内数として記載すること。

注3 「農業教育機関」の欄は、パイロット農場に位置づけない場合の「維持」「更新」の農場数について記載すること。

注4 実績報告時にあつては認証を取得した（見込みを含む）農場等の名称、所在重点地域等名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

### (ウ) 団体認証

区分	団体件数 (団体事務局数)	取得後 構成農場数	うち新規取得 構成農場数
JGAP 畜産 (差分審査以外)			

注1 事業実施計画時には、表の内訳が判るリスト（支援予定の団体別の団体名称、新

規・追加の別、新規取得構成農場数、（追加の場合は）現在の構成農場数）を添付すること。また、実績報告時にあつては認証を取得した（見込みを含む）農場等の名称、所在市町村名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

注2 既に畜産GAP認証を取得している農業者等の団体が新たに農業者等を追加する場合には、「取得後構成農場数」には新たに追加する農業者等も含めた団体全体の認証取得農場数を、「うち新規取得構成農場数」には新たに追加する農業者等の数を記載すること。

## 6 事業費

区分	事業メニュー	取組内容			備考 (積算員数及びその根拠)
			金額	うち補助金	
I AW配慮型飼養管理の普及定着	ア	研修会の開催	円	円	
	イ	簡易な環境整備			
	ウ	指導活動			
II 畜産GAP指導活動の推進	ア	畜産GAP指導員の育成			
	イ	生産現場における研修会の開催			
	ウ	畜産GAPの普及推進			
III 畜産GAP認証の取得拡大		畜産GAP認証の取得の推進のための支援			
合計					

注1 根拠となる資料を添付すること。

注2 実績報告の際は、計画時の内容を上段に（ ）書きで記載すること。

## 「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ ※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

### <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添 4 - 5 (第 3 の 2 関係)

持続可能性配慮型畜産地域推進の事業成果及び評価報告書 (令和 年度) (令和 年 月 日作成)

都道府県名 \_\_\_\_\_

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 (円)	うち補助金相当額 (円)	
I AW配慮型 飼養管理の普 及定着							
II 畜産GAP 指導活動の推 進							
III 畜産GAP 認証の取得拡 大							
事業の成果							
都道府県による評価							
国による評価							

## 留意事項

1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。

(1) 「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。

(2) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。

(3) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。

(4) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A……………達成度90%以上

B……………達成度80%以上

C……………達成度50%以上

D……………達成度50%未満

(5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。

(6) 「補助金相当額」の欄には、目的ごとに交付金の実績額を記入する。

(7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。

(8) 「都道府県による評価」の欄は、(1)から(7)までの内容を踏まえ、都道府県としての本事業における評価を所見とともに記入する。また、目標値の達成度が極端に低い(概ね5割程度以下)の場合には、その理由を明確に記入する。

(9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。

2 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

持続可能性配慮型畜産地域推進事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	( 年)		( 年)	
	当初目標 ( 年)	実績値	当初目標 ( 年)	実績値

(2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。)

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

(改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別添 4 - 7

アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理に取り組む団体が  
事業実施主体に対して報告する内容について

1 団体名

2 事業の目的

3 事業の取組

事業メニュー	取組内容	取組状況
研修会の開催		
簡易な環境整備		
指導活動		

注 1 計画時に取組内容を記載し、報告時に取組状況を記載すること。

注 2 簡易な環境整備で改修に取り組む場合は、改修の内容がわかる写真を添付すること。

注 3 取得価格が 50 万円以上のものについては、納入事業者の見積書の写しやカタログ等（2 社以上）を添付すること。